

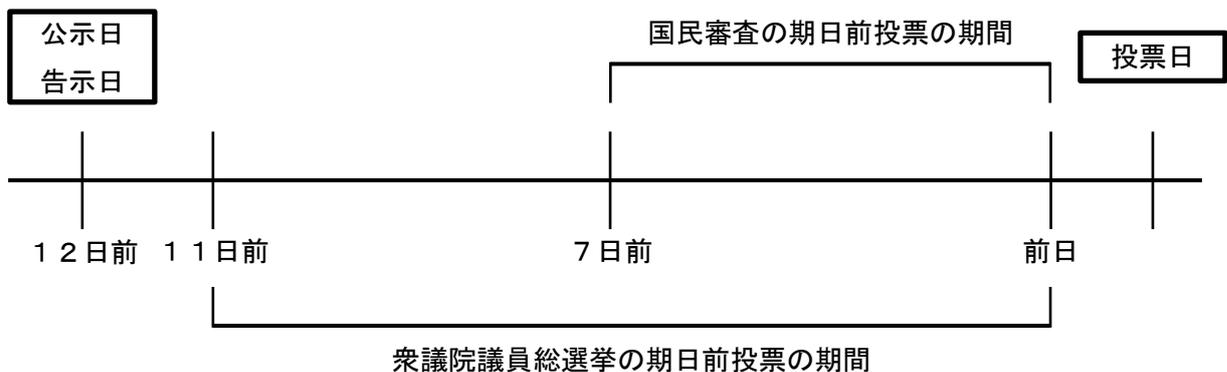
最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日の見直しについて

1. 現状

- 最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）は、各裁判官につき、任命後（又は最初の審査の期日から10年を経過した後。以下同じ。）初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に行うこととされている。
- 国民審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名は、審査の期日前12日（衆議院議員総選挙の期日の公示日）までに官報告示される。
- 国民審査に係る期日前投票の期間は、審査の期日前7日から審査の期日の前日までの間と定められている。

2. 問題の所在

- 国民審査と同時に行われる衆議院議員総選挙の期日前投票の期間は、公示日の翌日（選挙の期日前11日）から選挙の期日の前日までの間と定められている。
- 衆議院議員総選挙の期日前11日から8日までの間に、期日前投票を行おうと期日前投票所を訪れた選挙人は、国民審査の投票ができず、後日、期日前投票所に再訪しなければならない。



3. 国民審査の期日前投票の期間の開始が総選挙より4日遅れる理由

- 現行の国民審査制度においては、裁判官の氏名をあらかじめ印刷した投票用紙に×の記号を記載する投票方法を採用しており、総選挙の公示日（国民審査の告示日）に審査の対象となる裁判官が確定することから、投票用紙の調製、印刷、送致に時間を要するため、審査の期日前7日から期日前投票が可能とされている。

4. 平成19年議員提出法案

(1) 法案の概要

- ① 国民審査の期日前投票の開始日を原則、国民審査の告示日（＝衆議院議員総選挙の公示日）の翌日とする。
- ② 中央選挙管理会は、衆議院議員の任期満了の日前60日又は衆議院解散の日のいずれか早い日の翌日から告示日の前日までの間に、審査に付される予定の裁判官の氏名及び順序を都道府県選挙管理委員会に通知。
- ③ 都道府県選挙管理委員会は、通知に従い、投票用紙を調製。

※ ②の通知日から告示日までの間に新たな裁判官が任命された場合又は②の通知日から4日以内に告示が行われた場合、期日前投票日は従来通り。

(2) 法案の経緯

- 平成19年議員提出法案は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（電子投票法）と最高裁判所裁判官国民審査法（国民審査法）の2本の法律の改正案を一本化したものであった。
- 同法律案は平成19年12月11日に衆議院で可決されたものの、参議院において審議未了のため廃案となった。

平成19年6月12日	国会提出
平成19年12月7日	衆議院の委員会で審査、可決
平成19年12月11日	衆議院本会議で可決
平成20年6月20日	参議院の委員会において審議未了、廃案

5. 国政選挙における期日前投票所数、期日前投票者数の推移

- 国政選挙における期日前投票所数と期日前投票者数は、回を重ねるごとに増加傾向にあり、国民審査の期日前投票の期間の開始が総選挙より4日遅れることにより、今後も国民審査の期日前投票ができない者が多く発生するものと考えられる。

		総選挙・通常選挙	国民審査
	期日前投票所数	期日前投票者数	期日前投票者数
H17 衆	4,451 箇所	約 896 万人	約 772 万人
H21 衆	4,572 箇所	約 1,398 万人	約 1,209 万人
H24 衆	4,755 箇所	約 1,228 万人	約 1,051 万人

6. 要望状況

- 国民審査の期日前投票の期間を総選挙と同じとすることについては、以下の団体から要望が出てきているところ。
 - ・ 都道府県選挙管理委員会連合会（平成26年1月）
 - ・ 全国市区選挙管理委員会連合会（平成25年12月）
 - ・ 指定都市選挙管理委員会連合会（平成26年6月）

7. 論点

- 過去に議員立法で法案が提出されていることや近年の期日前投票者数の増加傾向等を踏まえ、審査人の利便性向上に資するよう、国民審査の期日前投票の開始日を、告示日の翌日とするのが適当ではないか。

【考え方】

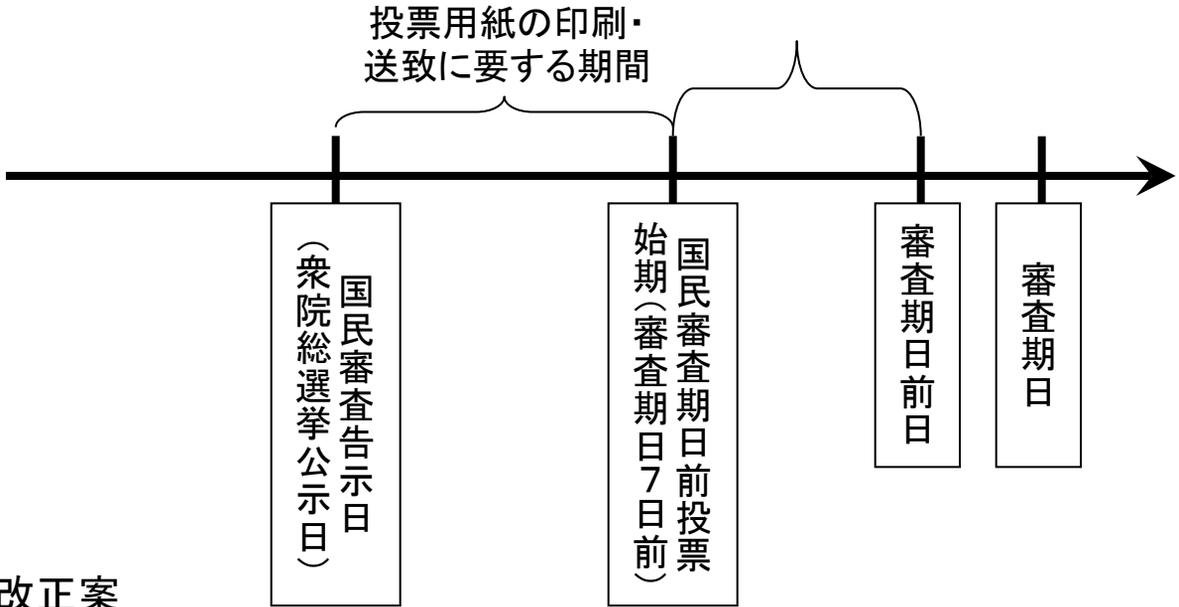
- ・ 議員立法である平成19年法案が参考になるのではないか。

国民審査における期日前投票期間について

○ 現行法

衆議院総選挙の公示日に審査に付される裁判官が確定し、それから投票用紙を印刷することとなるため、審査期日7日前から期日前投票が可能となっている。

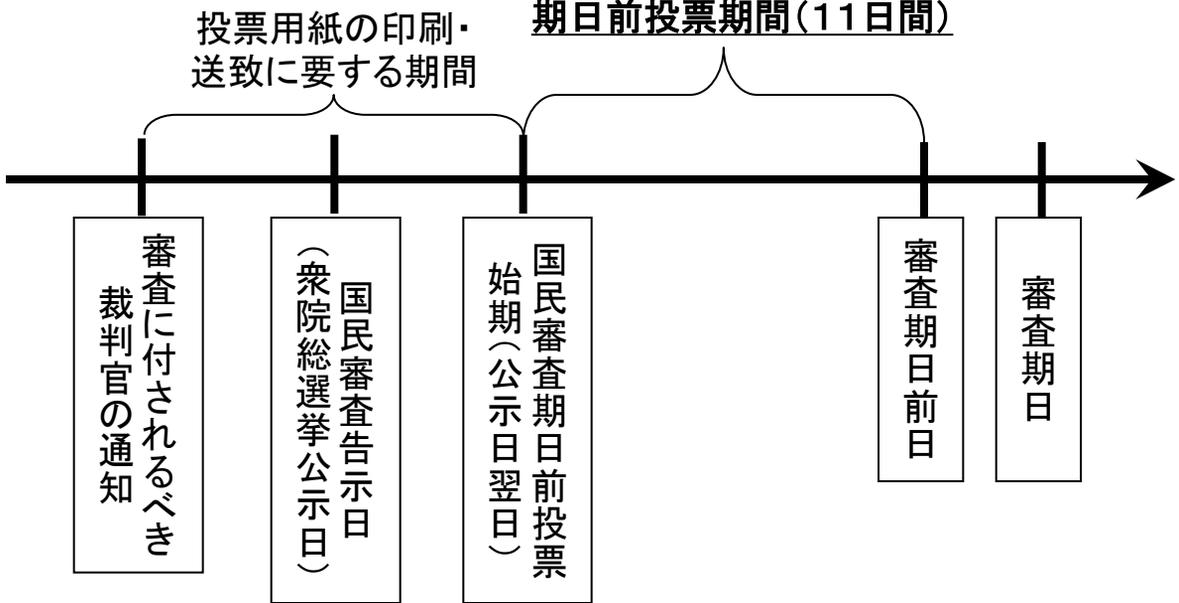
期日前投票期間(7日間)



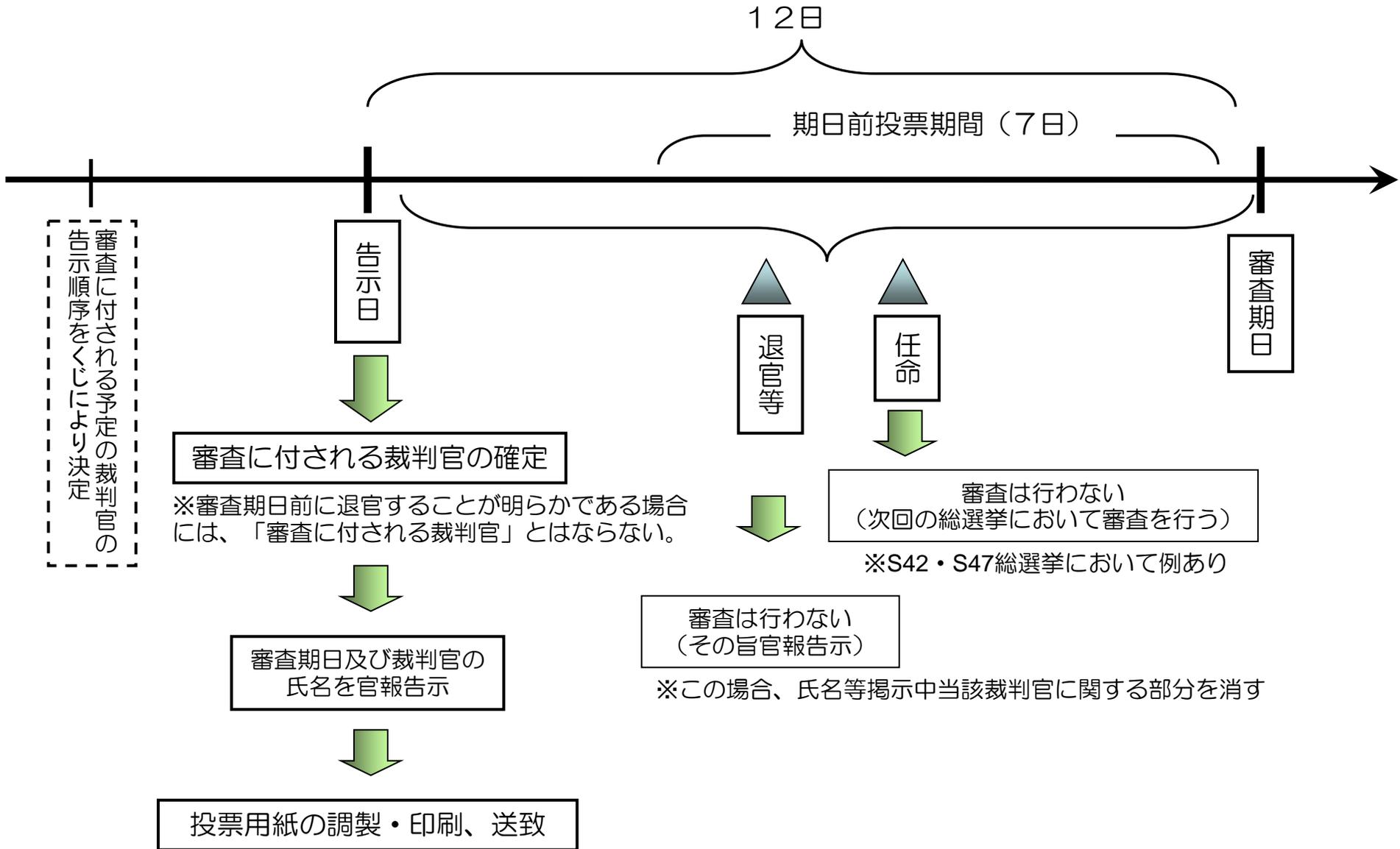
○ 改正案

衆議院総選挙の公示日前に審査に付されるべき裁判官を通知し、投票用紙の印刷を開始する。告示日に審査に付される裁判官が確定し、印刷済みの投票用紙をそのまま用いて、翌日から期日前投票を行うこととする。
(通知から告示までの間に裁判官の任命があった場合には、投票用紙を再調製し、期日前投票は審査期日7日前からとする。)

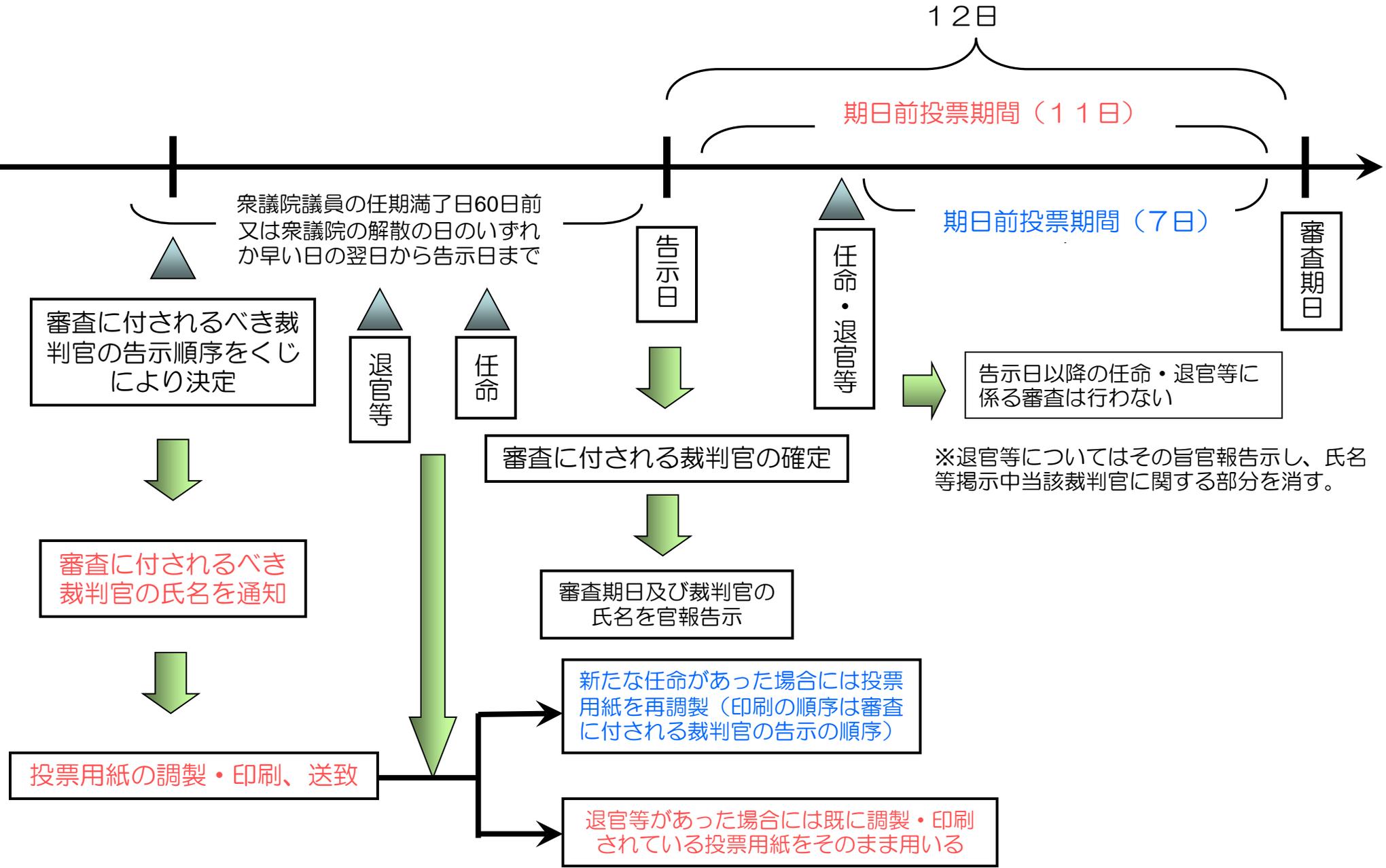
期日前投票期間(11日間)



国民審査の流れ（現行）



国民審査の流れ（改正案）



○ 衆議院解散日の翌日から国民審査告示日（総選挙公示日）の間に任命された例

(1) 衆議院解散日の翌日に任命された例（告示日5日前）

衆議院解散日 昭和35年10月24日
 裁判官任期 昭和35年10月25日～昭和41年8月5日
 第29回総選挙公示日 昭和35年10月30日
 （投票日11月20日）

(2) 衆議院解散日の2日後に任命された例（告示日6日前）

衆議院解散日 昭和27年8月28日
 裁判官任期 昭和27年8月30日～昭和46年1月9日
 第25回総選挙公示日 昭和27年9月5日
 （投票日10月1日）

(3) 衆議院解散日の11日後に任命された例（告示日8日前）

衆議院解散日 昭和61年6月2日
 裁判官任期 昭和61年6月13日～昭和62年8月6日
 第38回総選挙公示日 昭和61年6月21日
 （投票日7月6日）

○ 衆議院解散日の翌日から国民審査告示日までの日数

回数	解散日	告示日	審査期日	解散の日の翌日から告示日までの日数
24	昭和23年12月23日	昭和23年12月27日	昭和24年1月23日	4日
25	昭和27年8月28日	昭和27年9月5日	昭和27年10月1日	8日
26	昭和28年3月14日	昭和28年3月24日	昭和28年4月19日	10日
27	昭和30年1月24日	昭和30年2月1日	昭和30年2月27日	8日
28	昭和33年4月25日	昭和33年5月1日	昭和33年5月22日	6日
29	昭和35年10月24日	昭和35年10月30日	昭和35年11月20日	6日
30	昭和38年10月23日	昭和38年10月31日	昭和38年11月21日	8日
31	昭和41年12月27日	昭和42年1月8日	昭和42年1月29日	12日
32	昭和44年12月2日	昭和44年12月7日	昭和44年12月27日	5日
33	昭和47年11月13日	昭和47年11月20日	昭和47年12月10日	7日
34	任期満了	昭和51年11月15日	昭和51年12月5日	-
35	昭和54年9月7日	昭和54年9月17日	昭和54年10月7日	10日
36	昭和55年5月19日	昭和55年6月2日	昭和55年6月22日	14日
37	昭和58年11月28日	昭和58年12月3日	昭和58年12月18日	5日
38	昭和61年6月2日	昭和61年6月21日	昭和61年7月6日	19日
39	平成2年1月24日	平成2年2月3日	平成2年2月18日	10日
40	平成5年6月18日	平成5年7月4日	平成5年7月18日	16日
41	平成8年9月27日	平成8年10月8日	平成8年10月20日	11日
42	平成12年6月2日	平成12年6月13日	平成12年6月25日	11日
43	平成15年10月10日	平成15年10月28日	平成15年11月9日	18日
44	平成17年8月8日	平成17年8月30日	平成17年9月11日	22日
45	平成21年7月21日	平成21年8月18日	平成21年8月30日	28日
46	平成24年11月16日	平成24年12月4日	平成24年12月16日	18日

○ 期日前投票者数の推移

年	選挙	期日前投票者数	総投票者数 (b)	(a/b)
		(a)		
平成 16	参議院議員通常選挙	7,171,390 人	57,990,757 人	12.4%
17	衆議院議員総選挙	8,962,847 人	69,526,624 人	12.9%
19	参議院議員通常選挙	10,798,737 人	60,813,926 人	17.8%
21	衆議院議員総選挙	13,984,085 人	72,019,655 人	19.4%
22	参議院議員通常選挙	12,085,636 人	60,255,670 人	20.1%
24	衆議院議員総選挙	12,038,237 人	61,669,475 人	19.5%
25	参議院議員通常選挙	12,949,982 人	54,798,927 人	23.6%

(注) 衆議院議員総選挙は小選挙区選挙、参議院議員通常選挙は選挙区選挙の投票者数に基づく

○ 総選挙及び国民審査の投票者数の差

投票	実施年	総選挙投票者数 (a)	国民審査 投票者数 (b)	(a-b)	((a-b)/a)
当日	平成 17 年	59,906,576 人	59,112,338 人	794,238 人	1.3%
	21 年	57,353,548 人	56,765,470 人	588,078 人	1.0%
	24 年	49,044,650 人	48,640,570 人	404,080 人	0.8%
期日前	平成 17 年	8,962,847 人	7,724,030 人	1,238,817 人	13.8%
	21 年	13,984,085 人	12,090,355 人	1,893,730 人	13.5%
	24 年	12,038,237 人	10,506,041 人	1,532,196 人	12.7%

(注) 1 当日投票者数＝総投票者数－期日前投票者数－不在者投票者数－在外投票者数
(なお、国民審査は在外投票が認められていない。)

2 衆議院議員総選挙は小選挙区選挙の投票者数に基づく。

国民審査事務の流れ(平成24年最高裁判所裁判官国民審査)

平成24年	告示	期日	全体	総務省	都道府県選管 (東京都選管の例)	市区町村選管
11月14日	水	-20	-32			
11月15日	木	-19	-31			
11月16日	金	-18	-30	衆議院解散		
11月17日	土	-17	-29	中央選挙管理会①		
11月18日	日	-16	-28			
11月19日	月	-15	-27			
11月20日	火	-14	-26	最高裁より、裁判官名簿を受領 都道府県選管委員長・書記長会議(裁判官名簿を配布)	印刷業者と契約	
11月21日	水	-13	-25			
11月22日	木	-12	-24			
11月23日	金	-11	-23			
11月24日	土	-10	-22			
11月25日	日	-9	-21			
11月26日	月	-8	-20			
11月27日	火	-7	-19		印刷業者へ、国民審査に付される裁判官の氏名を連絡	
11月28日	水	-6	-18			
11月29日	木	-5	-17			
11月30日	金	-4	-16	中央選挙管理会② くじを実施し、告示順を決定 都道府県選管へ、裁判官告示順をFAX	印刷業者へ、裁判官告示順を連絡 印刷業者にて印刷作業を開始	
12月1日	土	-3	-15			
12月2日	日	-2	-14			
12月3日	月	-1	-13			
12月4日	火	0	-12	審査期日及び裁判官氏名告示	都道府県選管へ、裁判官名簿をFAX	投票用紙の納品
12月5日	水	1	-11			市区町村選管へ、投票用紙を順次発送
12月6日	木	2	-10	中央選挙管理会③		投票用紙到着後、順次各投票所へ送付
12月7日	金	3	-9			
12月8日	土	4	-8			
12月9日	日	5	-7	国民審査期日前投票開始		
12月10日	月	6	-6			
12月11日	火	7	-5			
12月12日	水	8	-4			
12月13日	木	9	-3			
12月14日	金	10	-2			
12月15日	土	11	-1			
12月16日	日	12	0	審査期日		

関係条文

○ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（期日前投票）

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一～五 （略）

2～4 （略）

○ 日本国憲法（抄）

第七十九条 （略）

② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

○ 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）（抄）

第一条（この法律の趣旨） 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査については、この法律の定めるところによる。

第五条（審査の期日及び裁判官の氏名の告示） 中央選挙管理会は、審査の期日前十二日までに、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を官報で告示しなければならない。

第十四条（投票用紙の様式） 投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名を、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、印刷しなければならない。

② 投票用紙には、審査に付される各裁判官に対する×の記号を記載する欄を設けなければならない。

③ 投票用紙は、別記様式に準じて都道府県の選挙管理委員会がこれを調製しなければならない。

第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項） この法律及びこれに基づいて発する命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。ただし、同法第四十八条の二の規定の例による場合には、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に審査の投票をしなければならない。

○ 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）（抄）

第一条 最高裁判所裁判官国民審査法（以下これを裁判官国民審査法という。）第五条の規定による告示は、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序による。